

新居浜市人権に関する意識調査（第12次）の結果の一部をお知らせします（令和6年9月調査）



調査目的

市民の部落差別問題をはじめとするさまざまな人権問題についての意識や理解の実態を調査するとともに、今後の人権・同和教育を効果的に推進するための資料とする。

調査方法

- ・ 調査地域 新居浜市全域
- ・ 調査対象 新居浜市に在住する満 20 歳以上の 1,000 人
- ・ 抽出方法 新居浜市住民基本台帳から無作為抽出
- ・ 調査方法 配布：郵送 回収：郵送又は持参
- ・ 調査時期 令和 6 年 9 月 30 日に発送し、20 日以内に返送
- ・ 実施主体 新居浜市
- ・ 設問総数 27 問

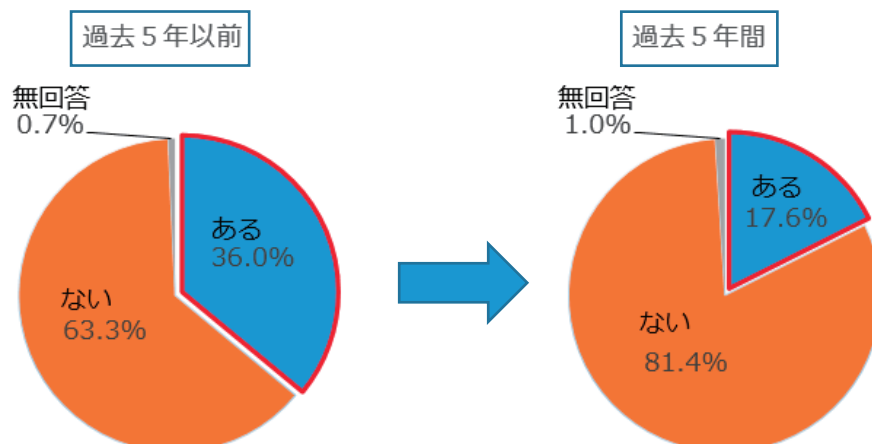
回収状況

- ・ 発送数 1,000 人（うち 4 人未達）
- ・ 有効回収数 403 人
- ・ 有効回収率 40.5%

本調査の実施にあたり、ご協力いただきました皆さまに、心からお礼を申し上げます。

過去5年間における人権侵害

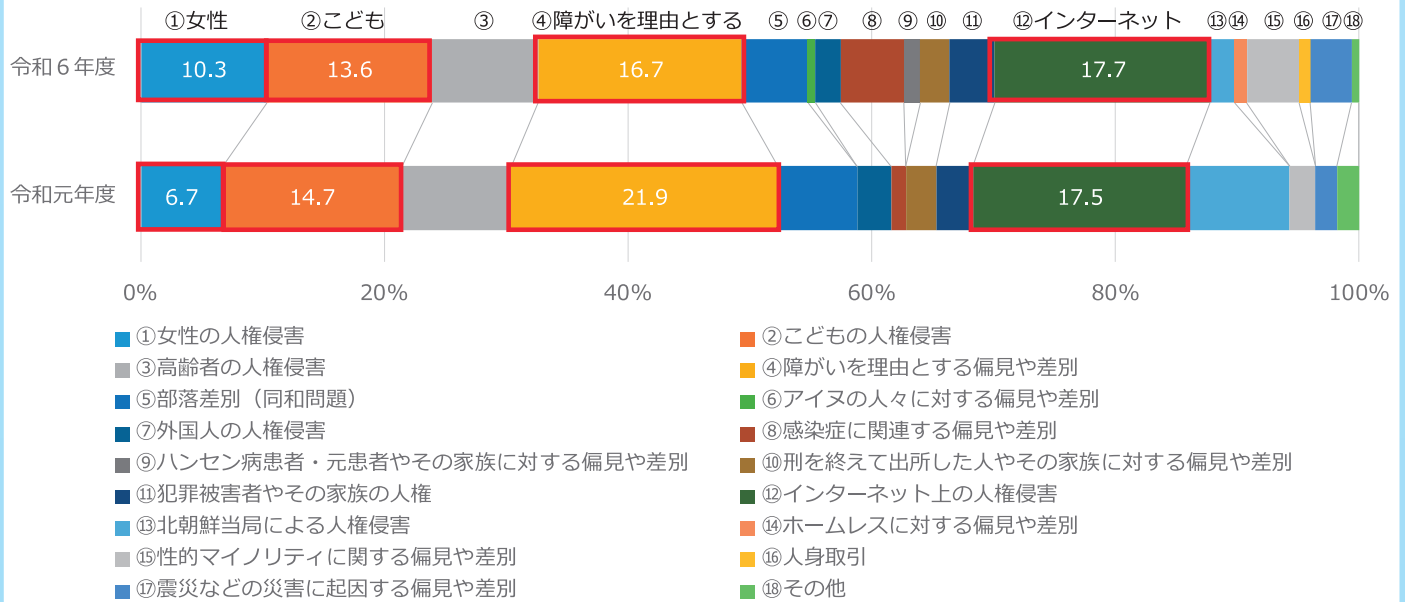
質問 5 あなたは過去 5 年間で、ご自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか。



「ある」と答えた方の割合が、過去5年間では 17.6%と、過去5年以前の 36.0%から 18.4 ポイント減少しています。

特に関心のある人権問題

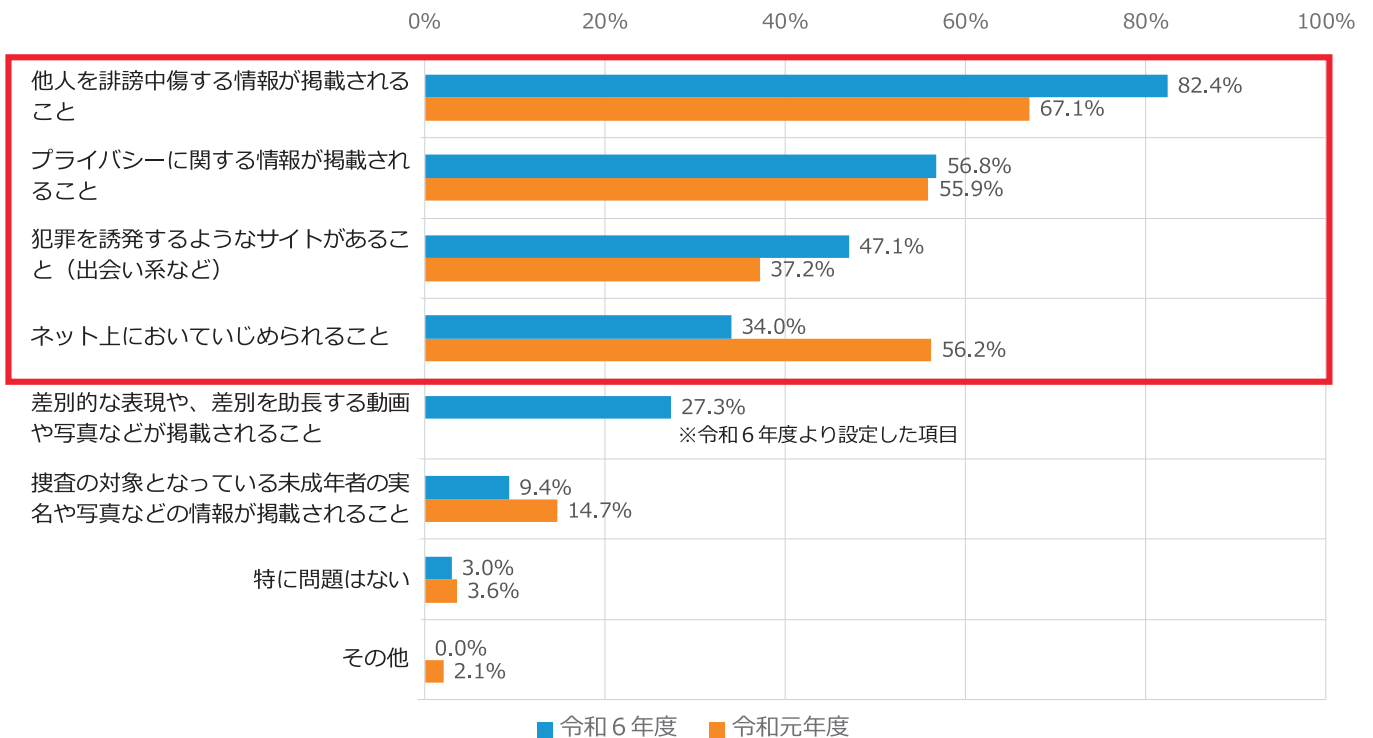
質問 8 日本の社会には、基本的人権に関わるさまざまな問題がありますが、あなたの特に関心のあるものを次の中から選びください。



「⑫インターネット上の権利侵害」が17.7%で最も高く、次いで「④障がい者を理由とする偏見や差別」16.7%、「②子どもの権利侵害」13.6%と続きます。前回調査との比較では、「①女性の権利侵害」は令和6年度では10.3%と、令和元年度の6.7%から3.6ポイント増加しています。

インターネット上の人権問題

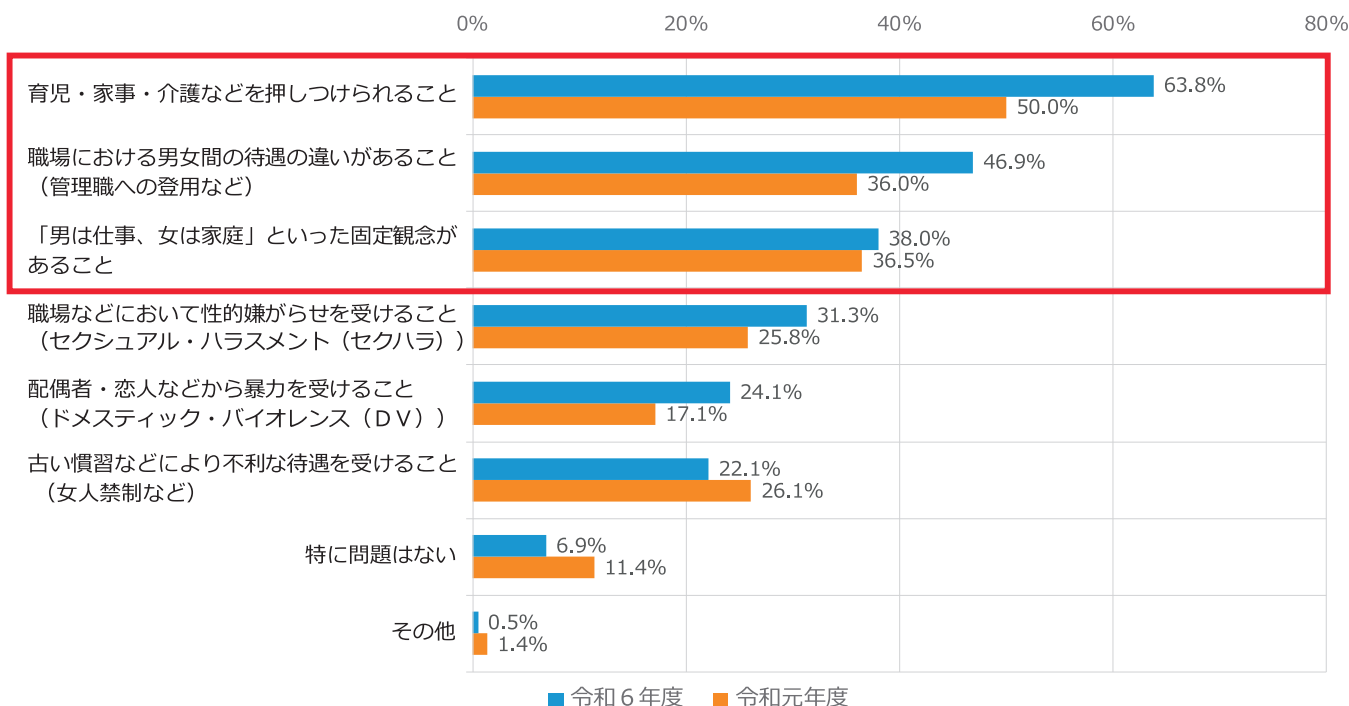
質問 14 あなたはインターネット上の人権問題について、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。次の中から選びください。



全体では、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」が82.4%で最も高く、次いで「プライバシーに関する情報が掲載されること」56.8%、「犯罪を誘発するようなサイトがあること（出会い系など）」47.1%と続きます。前回調査との比較では、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」は、令和6年度では82.4%と、令和元年度の67.1%から15.3ポイント大幅に増加しています。そのほか、「ネット上においていじめられること」は、令和6年度では34.0%と、令和元年度の56.2%から22.2ポイント大幅に減少しています。

女性の人権問題

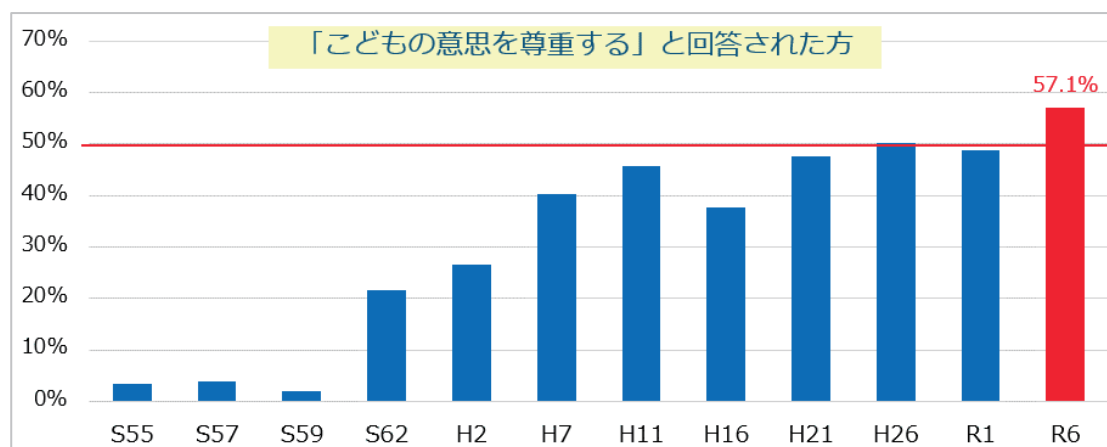
質問 13 女性の人権問題について、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。次の中からお選びください。



全体では、「育児・家事・介護などを押しつけられること」が63.8%で最も高く、次いで「職場における男女間の待遇の違いがあること(管理職への登用など)」46.9%、「『男は仕事、女は家庭』といった固定観念があること」38.0%と続きます。前回調査との比較では、「育児・家事・介護などを押しつけられること」は、令和6年度では63.8%と、令和元年度の50.0%から13.8ポイント大幅に増加しています。そのほか、「職場における男女間の待遇の違いがあること(管理職への登用など)」も、令和6年度では46.9%と、令和元年度の36.0%から10.9ポイント増加しています。

こどもの結婚への対応

質問 19 あなたのお子さんが結婚しようとするときに部落差別問題が関わってきた場合、あなたはどうかされますか。



今回の意識調査は第12次になりますが、第1次から継続している設問で、「部落差別問題に関連する結婚への対応」があります。いわれない差別である「部落差別」への正しい理解と認識を図る目安として、その結果に注視し続けている設問です。「こどもの意思を尊重する」が前回の調査から大幅に増え、57.1%という過去最高の回答を得ることができました。結婚は本来2人の合意のみに基づいて成立するものですが、親には祝福されたいという思いを持つこどもも、少なくありません。100%をめざし、まずは5人のうち4人(80%)が「こどもの意思を尊重する」との回答になるよう、より効果的な啓発を展開していくための更なる工夫が必要であると考えております。

人権に関する意識調査につきまして、今回紹介させていただいたものは一部ですが、市のホームページに全ての質問に対する調査結果や考察等を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。今回の意識調査についてしっかりと分析を行い、また、活用することにより、今後の人権・同和教育の啓発・推進を効果的に進めてまいります。



人権に関する意識調査（第12次）については
こちらからご覧ください



あらゆる垣根をこえて、
あたたかい心で交わり合うことのできる新居浜市を
とらにつくりましょう！

人権相談のご案内

- 人権相談（法務省）「みんなの人権110番」 電話 0570-003-110
<https://www.jinken.go.jp>
- 愛媛県人権啓発センター 電話 089-941-8037
- 新居浜市市民環境部人権擁護課 電話 0897-65-1243

編集・発行 新居浜市教育委員会事務局人権教育課

2026年2月発行

電話 0897-65-1243 FAX 0897-65-1306